

平成29年度事業運営方針

社会福祉法人制度の改革及び福祉人材の確保の促進を柱とした社会福祉法の改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、公益的な取組への責務などが定められ、その主要部分が平成29年4月1日から施行されます。当法人といたしましては、平成28年度に評議員、理事等の皆様のご理解とご協力を頂くとともに、所轄庁の新座市と調整を図りながら、定款の変更や新評議員の選任など準備を進めてまいりました。

平成29年度は、6月までに開催することとなる定時評議員会に向けて、平成28年度の事業報告、決算関係財務諸表等の作成に加え、役員報酬支給基準の作成、社会福祉充実残額の明確化及び社会福祉充実計画の作成などに取り組む必要がありますので、的確に対応してまいります。

また、これら財務諸表等については、都道府県により情報収集され、インターネット上で公表することが予定されていますので、公表された情報を活用し、法人運営に役立ててまいりたいと存じます。

次に、市役所第三庁舎の取壊しに伴うにいざ生活支援センターの移転であります。新座市の配慮により中原・本多集会所隣接地に用地が確保され、建設事業に着手されており、この完成を待つて移転する運びになります。移転に当たりましては、利用者の皆様への影響を最小限に止めるとともに、移転先の地域住民の方々の理解が得られるよう努めてまいります。また、移転後は、現在よりも市役所から位置的に離れますので、緊急を要する事案などについては、市所管課との連携を密にして迅速に対応するなど創意工夫してまいります。

中期経営計画につきましては、5か年の計画年次の2年目になりますが、法人職員においては、常にこの計画を意識して職務を遂行しているようであり、頼もしく思っております。平成28年度は、この計画に掲げた事業のうち、主なものとして自主製品等の販売施設の整備、昼食サービスの充実、当事者及び家族を対象とした集いの実施、家族会との連携、理事・評議員・監事制度改革への対応、BCP（事業継続計画）の策定、研修体系の確立、職員処遇改善への取組等について取り組んでまいりました。その取組結果としましては、昼食サービスについては平成29年度から試行的に福祉工房さわらび以外の施設へ月1回の希望者への昼食サービスを実施する方向で準備を進めております。また、当事者の集いとしては新たに幻聴・妄想の集いを実施しましたが平成29年度についても新たな集いの実施について検討することとしています。家族会との連携としては「精神障がい者の医療費助成及び障がい者福祉タクシー利用券等助成に関する要望」を

協力して市へ提出するとともに、家族会定例会への職員出席を業務に支障がない範囲で行っております。BCPの策定については平成28年度に担当職員を研修会に参加させ、平成29年度に策定すべく事業計画に組み込んであります。研修体系の確立としては人材育成に係る方策（研修計画）の作成を進めており、職員処遇改善としては現行の国の職員処遇改善加算制度の対象者が福祉工房さわらびの就労系事業の職員に限られ、それ以外の施設の職員については対象になりませんことから、実施に至りませんでした。優秀な人材の確保、職場への定着の観点から、全職員を対象に平成29年度に実施したいと考え、当初予算に組み込ませていただいております。今後におきましても、中期経営計画につきましては、計画期間5か年における事業達成に向けて努力してまいりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。なお、中期経営計画に直接かかわりませんが、福祉工房さわらびの利用登録者数が60人を超えることが見込まれますことから、サービス管理責任者1名で対応する利用者数60人を超えることとなりますため、平成29年度から新たにサービス管理責任者を配置して2名体制とします。

平成28年6月に公布され、平成30年4月1日に施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、共同生活援助を利用していた者等を対象とした地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）及び就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が新設されますので、その対応について検討を行います。

また、平成23年度の税制改正で設けられた社会福祉法人への寄附金の税額控除制度について、当法人では、平成25年度から本格的に取り組んできており、平成29年度は、税額控除対象社会福祉法人の指定要件における実績判定期間の最終年度の5年目となりますことから、当該指定の実現に向け、準備を進めます。

平成29年度につきましては、社会福祉法人制度の改革による新たな体制の初年度に当たりますことから、社会福祉法人の活動に注目が集まる年になります。そのため、法改正の趣旨を踏まえ、確実な法人運営が求められます。

法人にいざといたしましては、職員一人ひとりが現状を理解するとともに、法人の基本理念の下、評議員、理事等の皆様を始めとした関係者と協力し、法人にいざの更なる発展を目指し、利用者の皆様への必要かつ適切な支援の提供を第一として事業の運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置 事務長 常勤兼務 1 人 (B 型と兼務)

事務主事 常勤兼務 1 人 (B 型と兼務)

① 理事会・評議員会の開催

法人活動を円滑に進めるため理事会・評議員会の運営の活性化を図ります。また、開催に当たっては、後述する改正社会福祉法の施行（平成 29 年 4 月 1 日施行分）に伴い、理事会・評議員会の役割や運営方法等について従来の内容から変更があり、関係法令等の規定に基づき、新たな社会福祉法人制度への対応を併せて行います。

② 理事・評議員・監事の改編及び充実

改正社会福祉法（平成 29 年 4 月 1 日施行分）の施行に伴い、役員の変更を行います。新評議員については、既に平成 28 年度中に選任手続を終え、平成 29 年 4 月 1 日が新たな任期の初日となります。新たな理事及び監事については、平成 29 年度最初の定時評議員会で選任されることとなります。法人運営が適正に図られるよう、本部として改選に伴う事務を執り行います。

③ 改正社会福祉法（平成 29 年 4 月 1 日施行分）への対応（①、②以外）

改正社会福祉法（平成 29 年 4 月 1 日施行分）の要点は「経営組織のガバナンスの強化」、「社会福祉法人の財務規律の強化」、「都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備」の三点です。これらに関連する業務が新たに生じることが見込まれますので、それぞれ、改正社会福祉法はじめ関係法令等の規定に基づき、的確な対応を図ります。

④ 予算及び決算事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、予算及び決算事務の適正な執行に努めます。

⑤ 職員処遇改善の実施及び研修体系の確立

福祉工房さわらびの職員処遇改善加算の受給要件を満たし、加算を活用した形で、職員の処遇改善に取り組みます。また、中期経営計画（第 2 次）で掲げた研修体系の確立は、当該加算の受給要件と関連いたしますことから、併せて、その実現と充実を図ります。

⑥ BCP（事業継続計画）の策定

大地震など大規模災害の発生時において法人事業を継続するため、あらかじめ有事の連絡体制や職員の勤務、利用者や近隣者への援助、業務の優先順位などの対応を定めるため、BCP（事業継続計画）を策定します。策定に当たっては、前年度に取り組んだ非常災害対策計画と既存の危機管理マニュアルとの整合性を図り、これらの統合について検討します。

⑦ 税額控除制度の活用

平成23年度の税制改正によって、税額控除対象社会福祉法人指定の要件（3,000円以上の寄附金を支出した者が、実績判定期間（5年間）で平均して年に100人以上いること等）を満たせば、寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できるようになりました。税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものとなります。当法人では、この指定に向けて平成25年度から取り組んでまいりましたが、平成29年度は実績判定期間の最終年度である5年目となりますことから、当該指定の実現に向け、準備を進めます。

⑧ 法人施設の利用定員の拡大

前年度に引き続き、利用者数の動向を見据えつつ、既存施設の定員増について検討・調査を行います。

⑨ グループホームの整備検討

前年度に引き続き、障害者総合支援法の見直しを注視しつつ、障害者総合支援法の一部改正の施行に向けての国の動きを注視しつつ、現状での実現可能性について検討します。

⑩ 自主製品等の販売施設の整備

前年度に引き続き、販売機会を拡大につながるよう、整備を検討し、市行政と調整します。

⑪ 職員の実力向上

職員の実力向上のため、計画的に各職員年2回以上の外部研修参加とその後の拡大研修を行います。

⑫ PR業務の充実

前年度に引き続き、広報誌、ホームページ、インターネットを使った宣伝媒体など

PR業務の充実を図ります。また、施設のパンフレットの見直しを行い、施設を利用する方に対するわかりやすいパンフレットを作成する方向で検討します。

⑬ コンピュータセキュリティの向上等情報管理の強化

前年度に引き続き、コンピュータセキュリティの向上については外部環境の変化を注視しつつ、随時、向上に努めます。同じく、共有ファイルの運用ルールや利用者のコンピュータ利用環境についても課題を整理し、必要な整備内容について検討します。

⑭ 後援会との連携

後援会と連携し、会の活性化及び実施事業の充実を促進します。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内3-4-11
事業開始年月日 平成23年4月1日
定員 10名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分
職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）
サービス管理責任者1人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）
生活支援員1人（常勤） 職業指導員0.8人（常勤1人・相談支援専門員と兼務）
就労支援員1人（常勤）
（上記の他、生活支援員1人（常勤）4/17より産休明け職場復帰予定）

精神障がいのある人たちが、基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の目的や希望に沿い長所を活かした就労支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識、能力の習得、職能訓練、コミュニケーション力の向上、体力向上を目標とした就労訓練を行います。
- ・就労訓練の一環として生産活動を行います。

② 就労支援

- ・就労準備及び求職活動への取り組み内容を明確にした個別支援計画を作成して支援します。
- ・就労準備及び求職活動の一環として近隣事業所で職場実習を行います。
- ・採用決定後は、関係機関と連携し就労後の職場定着支援を行います。
- ・OB会を年2回開催し卒業者の交流の機会を提供します。

③ 就労先や実習先企業の開拓

- ・近隣の事業所に生産活動の受託並びに職場実習先や就労先として協力依頼をするとともに、連携強化を図ります。

④ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行います。
- ・医療面については、嘱託医と連携しながら支援します。
- ・訪問支援、通院同行、市役所への同行等、利用者個々の必要性に応じた支援を行います。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑤ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。

⑥ 利用者の確保

- ・他機関への情報提供を行い、利用者を紹介してくれる関係機関を増やします。
- ・ホームページの情報を随時更新します。

⑦ 家族懇談会の開催

- ・利用者家族との連携に努め、その一環として家族懇談会を開催します。なお、家族懇談会において家族会の紹介を行います。

⑧ 昼食サービスの他施設利用者への提供

- ・昼食サービスの他施設利用者への提供を試行的に実施します。

⑨ 業務の効率化

- ・業務の標準化を徹底します。
- ・定期的に業務プロセスを見直し、改善を図ります。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援事業B型

所在地 新座市堀ノ内3-4-11
事業開始年月日 平成23年4月1日
定員 30名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）
サービス管理責任者1人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）
生活支援員 4人（常勤4人、うち2人本部と兼務）
職業指導員 2.45人（常勤1人・非常勤2人）

精神障がいのある人たちが、基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会を提供します。それぞれの利用者が力を発揮し、自己実現を図ることに資するため、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、ロープ切り等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、老人福祉センター内売店での販売、養豚場での作業等を行います。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製作・販売が生産活動の柱となるよう努めます。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・自主製品の充実やオリジナル製品の開発に向けた課題の検討を進めます。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・工賃の増加につながるような生産活動の導入の検討を始めます。
- ・ホームページの情報を随時更新します。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

- ・生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら進めます。

③ グループワークの実施

- ・利用者の希望や課題に沿ってグループを作り、特定の課題について学ぶことを目的としたグループワークを行います。

④ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行います。
- ・医療面については、嘱託医と連携しながら支援します。
- ・訪問支援、通院同行、市役所への同行等、利用者個々の必要性に応じた支援を行います。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑤ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。
- ・健康の維持・増進のためにスポーツや散歩等運動に関するプログラムを実施します。

⑥ 利用率の向上

- ・定員に対する利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い居場所であり、協力して働くことの喜びを感じられる場所であるよう努めます。また、利用者が自由に参加できるサロンさわらび（交流の時間）を実施します。
- ・職員の情報共有や役割分担を徹底するとともに、対人スキルの向上に努めます。

⑦ 協力事業所との連携強化

- ・協力事業所との連携強化及び新たな事業所への協力依頼を進めます。

⑧ 福祉関係イベントへの参加

- ・福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

⑨ 家族懇談会の開催

- ・利用者家族との連携に努め、その一環として家族懇談会を開催します。なお、家族懇談会において家族会の紹介を行います。

⑩ 昼食サービスの他施設利用者への提供

- ・昼食サービスの他施設利用者への提供を試行的に実施します。

⑪ 業務の効率化

- ・業務の標準化を徹底します。

- ・定期的に業務プロセスを見直し、改善を図ります。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地	新座市堀ノ内 3-4-11
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前9時00分～午後5時30分
職員配置	管理者 1人（常勤・移行及びB型と兼務） 相談支援専門員 1人（常勤・移行と兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活福祉課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 福祉工房 楓 地域活動支援センター (Ⅲ型)

所在地	新座市大和田4-16-40
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前9:50～午後3:50
職員配置	施設長 1人(常勤・相談支援室と兼務) 指導員 1.86人(常勤1人、非常勤1人)

創作的活動や生産的活動の機会を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、また、人と接することの苦手な精神障がい者への日中活動の場の提供など必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の製作、公園清掃を行います。
- ・創作的活動として文芸、絵画製作を実施して、社会福祉法人にいざ後援会主催絵画展や埼玉県精神障害者家族会連合会主催の展示会等に参加します。
- ・利用者が主体的に計画し、実施するプログラムを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩」「スポーツ」「家庭菜園」「マイフェバリットソング」「ストレッッチ体操」等のプログラムを行います。
- ・地域社会との交流を目的として、社会の一員として自覚を促せるよう、路上のゴミ拾い、フェスタやよろず市等バザーへ協力・参加をします。

② 機能強化事業

- ・「料理会」「お菓子作り」を通して、利用者の自立生活への支援を行います。
- ・嘱託医による個別相談・懇談会や「楓勉強会」「全体ミーティング」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等、生活技術を学ぶ場を提供します。

③ 送迎サービスの充実

利用者に対して送迎サービスを提供し、通所についての利便性向上を図るとともに活動参加を促し、生活の質の向上を目指します。

④ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の継続実施と商品の改良や新製品の開発・販売によって地域の方々に各施設を知っていただく機会を増やすとともに、売り上げ増を図ることによって、利用者に対し収入増(工賃の増額)という形で還元します。

⑤ 利用者家族との連携

利用者家族との間に信頼関係を築くことで、利用者に対する支援の質の向上を図ります。
また家族間の情報交換や交流の場として家族懇談会を開催します。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40
定員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤・地域活動支援センターと兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活福祉課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 いざ生活支援センター 地域活動支援センター（I型）

所在地 新座市野火止1-9-54 第三庁舎2階

定員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤兼務）

指導員 5.73人（常勤兼務4人・非常勤兼務2人・非常勤1人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務）

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供、また、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

また、主に精神障がい者の日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業を引き続き新座市から受託します。

① 基礎的事業

- ・創作的活動の提供として、絵画、コーラス、フラダンス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行などの支援を行います。
- ・精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・生産的活動については利用者のニーズを見極め、実施について検討します。

② 機能強化事業

- ・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。
 - 嘱託医による個別相談と座談会
 - 社会的入院者の退院支援
 - SST（社会生活技能訓練）の実施
 - SFA（社会生活力プログラム）の実施
 - ピアカウンセリングセミナーの実施及びピアサポート事業の検討
- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
 - 傾聴ボランティアの受入れ
 - プログラム講師ボランティアの受入れ
- ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、ボランティア養成講座やヘルパー対象の勉強会等、精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集い、平成 28 年度から新たに開始した幻聴・妄想の集いを継続します。また、広報を積極的に行い、参加者の増加を目指します。さらに、新規の集いも企画し、実施ができるかを検討していきます。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

にいざ生活支援センターが新座市から受託している障がい者一般相談業務では、障がい者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施することが実施要領で定められています。平成 29 年度はこれまでの企画内容や実績を点検し、より多くの方々に啓発ができるよう実施をします。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、定例会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。

⑦ 施設の移転

新座市役所第三庁舎解体に伴い、施設の移転が予定されています。利用者への影響を最小限に止めるとともに、移転先の地域住民の理解が得られるよう努めます。

8 いざ生活支援センター相談支援室

所在地	新座市野火止 1-9-54 第三庁舎 2 階
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置	管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤兼務） 相談支援専門員 4 人（常勤兼務） 地域移行支援・定着支援担当者 2 人（非常勤兼務） （兼務は全て、地域活動支援センターと兼務）

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、また、その活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人や家族からの問い合わせ、障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介等により来られた相談者に対して、誠実に責任をもって対応してまいります。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ホームヘルパー利用については、新座市とその近隣の地域およそ 25 事業所と連携を図り、訪れた相談者に訪れた方に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所としては新座市とその他の地域のおよそ 15 施設と連携を図り、訪れた相談者に訪れた方に最も適した施設を利用できるよう支援します。

② 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援については、退院前カンファレンスから利用者に関連のある諸関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート等の物件探し、契約行為への同行、引越の支援と市役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の受給が並行して行われる場合があるので、生活福祉課への申請同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の指示がある場合には利用者に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。

- ・地域定着支援については、月に1回程度の定期訪問を行い、状況に応じて通院先の病院等への同行支援等を行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し24時間対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。昨年度は緊急電話の利用日数が増加したため、改めて緊急時の対応マニュアルを見直し、緊急電話を所持する職員の負担軽減について検討します。また、ホームヘルパーや日中活動系の福祉施設の利用を支援し、地域での生活を安定させるよう工夫します。

③ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者に対して相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、医療機関と連携し、状況に応じた支援を図ります。
- ・多様化する相談業務に対応するため、相談業務に携わる職員を対象に勉強会や研修への参加を積極的に行い、相談業務の質の向上を図ります。

④ 新座市地域自立支援協議会との連携

精神障がい者の支援を的確に推進するため、新座市地域自立支援協議会に積極的に参加し、相談支援体制の整備等に協力します。

⑤ 他の障がいに関わる相談支援への対応検討

当法人内にも知的・身体障がいを併せ持つ利用者があるため、今後相談内容が多岐にわたることが考えられます。これらの相談に的確に対応するため、他の障がいに係る研修等に参加し、相談支援の充実を図ります。